

令和6年度

聖籠町立幼稚園・私立認定こども園入園の手引き

申請をご希望の方は、記載事項をよく確認してから申請してください。

1次募集 申請受付期間
令和5年10月2日（月） ～ 令和5年10月31日（火）
申請対象者
<u>令和6年4月～令和6年10月までの間に新規入所を希望する児童</u> （生後2か月から小学校就学前まで） 【重要】入所希望日時点において児童・保護者共に聖籠町に住民登録があり、保育を必要とする児童であることが要件です。（町立幼稚園・私立認定こども園における1号認定の場合は、保育を必要とする事由に該当しなくても入所申請可能です。）
1次募集 利用調整（選考）結果通知時期
令和6年1月下旬頃（予定）※入園調整の進捗状況により、変更となる場合があります。
申請書類配布及び受付場所
聖籠町役場3階 子ども教育課 午前8時30分～午後5時15分

目 次

○令和6年度園児募集方法及びスケジュール等	P 1
○入所募集施設一覧	P 2
○保育の必要性の認定基準	P 3
○入所選考基準	P 4～P 5
○申請書類について	P 6
○入園日について	P 7
○求職活動を理由とする入園について	P 7
○入園調整から入園までの流れについて	P 7
○保育料（0～2歳児クラス）について	P 8～P 9

○令和6年度園児募集施設及びスケジュール等

募集内容	受付期間	対象施設	受付場所	入所希望月
1次募集	10月 2日(月) ～ 10月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・町立せいろう幼稚園 ・私立認定こども園ほしぞらこども園 ・私立認定こども園聖籠はじめこども園 ・私立認定こども園ハーモニーこども園 ・私立認定こども園なないろこども園 	役場3階 子ども教育課	4月～10月
2次募集	2月上旬 ～ 2月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・1次募集で定員に満たなかった施設 ・退園等により欠員が生じた施設 		4月～10月
随時募集	入所希望月の <u>約2か月前</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2次募集で定員に満たなかった施設 ・退園等により欠員が生じた施設 		5月～3月

※核家族化や夫婦共働き世帯の増加に伴い入所希望者数が年々増加しているため、1次募集で申請を行ったとしても入園の確約はできません。

※随時募集は欠員が生じた施設が対象となりますが、1次募集においてすでに空きがなくなることも予想されます。随時募集での途中入所は毎年難しい状況となっておりますのでご理解をお願いいたします。

※随時募集については、施設の空き状況や募集受付期間等を入園月の2か月前に町ホームページで公開する予定です。

○入所募集施設一覧

園名	類型	定員 (人)	所在地 電話番号	設置主体 運営法人
せいろう幼稚園	町立幼稚園	200	聖籠町大字蓮潟 2890 番地 2 0254-27-5015	聖籠町
ほしぞらこども園	私立認定 こども園	139	聖籠町大字諏訪山 1553 番地 1 0254-27-3322	社会福祉法人 真心福祉会
聖籠はじめこども園		110	聖籠町大字蓮野 1930 番地 1 0254-27-8880	社会福祉法人 親永会
ハーモニーこども園		200	聖籠町大字次第浜 2963 番地 0254-20-7766	社会福祉法人 真心福祉会
なないろこども園		185	聖籠町大字蓮野 2068 番地 0254-20-8771	社会福祉法人 真心福祉会

開園・閉園時間（日・祝日・年末年始を除く）

町立せいろう幼稚園 7:30~18:00（教育標準時間 8:30~15:00）

私立認定こども園 7:00~19:00（教育標準時間 9:00~15:00）

（保育短時間 8:00~16:00）

（保育標準時間 7:00~18:00）

入所対象年齢

年齢早見表	年齢区分	入所可能施設
令和5年4月2日生～ ※入所日時点で生後2ヶ月を経過していること。	0歳児クラス	私立認定こども園
令和4年4月2日生～令和5年4月1日生	1歳児クラス	
令和3年4月2日生～令和4年4月1日生	2歳児クラス	
令和2年4月2日生～令和3年4月1日	3歳児クラス	町立幼稚園
平成31年4月2日生～令和2年4月1日	4歳児クラス	
平成30年4月2日生～平成31年4月1日	5歳児クラス	

○保育の必要性の認定基準

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
共働き世帯や親族の介護などの事情により、家庭で保育できない保護者を主な対象としています。

保育の必要性と認定区分

認定こども園等の利用を希望する場合は、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

1号認定

標準教育時間認定

お子さんが3歳児以上で、教育を希望する場合

※夏休み等の長期休業期間があり、認定時間外は預かり保育(有料)が受けられます。

2号認定

満3歳以上・保育認定

お子さんが3歳児以上で、「保育の必要な理由」に該当し、保育を希望する場合

3号認定

満3歳未満・保育認定

お子さんが3歳児未満で「保育の必要な理由」に該当し、保育を希望する場合

設定区分		利用したい施設	認定こども園	
			町立幼稚園	利用時間（朝～昼すぎ）
3歳児以上	教育標準時間認定 1号認定	○	○	
	保育認定 2号認定			○
3歳児未満	保育認定 3号認定			○

「保育の利用を必要とする理由」に関する要件（2号認定・3号認定）

「保育の利用を必要とする理由」によって利用できる保育時間が異なります

○保育標準時間（7時～18時の間で保護者が保育を必要とする時間）で利用できる方

- ・就労：月120時間以上の就労
- ・出産：出産の前後である場合
- ・疾病・障がい：保護者が疾病等を有している場合
- ・介護・看護：保護者が親族等を介護・看護している場合
- ・災害復旧：災害復旧を行っている場合
- ・就学：就学・職業訓練を行っている場合
- ※大学や職業訓練校、専門学校等の学校教育法等に定められた学校であること。
- ・その他：虐待・DVに該当する場合等

○保育短時間（8時～16時の間で保護者が保育を必要とする時間）で利用できる方

- ・就労：月48時間～120時間未満の就労
- ・疾病・障がい
- ・求職活動：求職活動を行っている場合
- ・介護・看護
- ・育児休業：育児休業中である場合
- ・就学

※通勤などの移動時間や保育必要事由発生時間帯により、保育短時間認定の保育実施時間を超えて保育施設を利用せざるを得ないと確認できる場合は、保育必要事由発生時間（就労時間等）が月120時間未満でも保育標準時間と認定することがあります。

※認定後の区分変更（1号認定⇔2号認定）は、定員に余剰がある場合にのみ適用します。

○入所選考基準

1 選考方法

(1) 保育の必要な事由・状況に応じた基準点と家庭の状況に応じた調整点を合計した点数で優先順位を決定し、入園承諾します。なお、基準点は入所予定日時時点の父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。

(2) 合計点数が並んだ場合は、優先度合判定基準により決定します。ただし、3歳児クラス以上児は、希望する町立幼稚園・認定こども園の所在地と同じ小学校通学区域内に住所を有する場合、優先的に入園承諾します。

2 選考基準

保育の必要な事由	内容	基準点
就労・就学	月 150 時間以上働いている(または就学している)	10
	月 120 時間以上働いている(または就学している)	8
	月 80 時間以上働いている(または就学している)	6
	月 48 時間以上働いている(または就学している)	3
傷病・障害	・病気又はけがにより入院している ・要介護 4 以上の認定を受けている ・身体障害者手帳 1,2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳の交付を受けている	10
	・病気又はけがにより通院している ・要介護 3 の認定を受けている ・身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている	8
	・要介護 2 以下の認定を受けている ・身体障害者手帳 4 級以下、精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている	6
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている	3
親族の介護・看護	病気又はけがにより入院している、要介護 4 以上の認定を受けている、身体障害者手帳 1,2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳の交付を受けている親族を介護・看護している	10
	病気又はけがにより通院している、要介護 3 の認定を受けている、身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている親族を介護・看護している	8
	要介護 2 以下の認定を受けている、身体障害者手帳 4 級以下、精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている親族を介護・看護している	6
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	3
出産前後	産前 6 週間、産後 8 週間の期間にあつて、出産準備又は急用を要する	10
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	10
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	10
育児休業	別のきょうだいのための育児休業を取得中である	2
求職活動	求職活動を行っている	1
その他	上記に類する状態として認められるもの	1~10

3 調整項目

家庭の状況		調整点
ひとり親世帯である	同居の祖父母はいない又は同居の祖父母は60歳以上である	10
	60歳未満の祖父母と同居している	6
生活保護世帯である		6
児童に対する保護の必要性が関係機関で確認されている		6
父母のどちらかが単身赴任している		6
入園を希望している児童が小学校6年生から数えて第3子以降である		4
聖籠町の保育施設に勤務している保育士・保育教諭・看護師である(6時間以上勤務)		10
聖籠町の保育施設に勤務している保育士・保育教諭・看護師である(6時間未満勤務)		5
同一の保育施設に兄弟姉妹が入園している		7
複数人の兄弟姉妹が同時入園を希望する		7
就労していない60歳未満の同居親族がいる		-5

4 点数が並んだ場合に考慮する事項

1	ひとり親世帯・単身赴任等により父母の一方が不在の世帯
2	すでに在園しているきょうだいがいる世帯
3	養育する小学生以下の子ども的人数が多い世帯
4	父母の合計所得がより少ない世帯

○申請書類について

(1)支給認定申請書兼保育・教育施設入所申込書

(2)保育の必要性の認定を受けるための条件、必要書類等

※保護者（父母）及び同居している60歳未満の祖父母等の書類が必要です。

保育認定事由	提出書類	保育認定区分		入園できる期間
①就労	・就労証明書	短時間 月48～ 120時間未満	標準 月120時間以上	就労期間中
②自営業	・自営業申立書			
③農業	・自営業を行っていることを証明するもの (直近の所得税の確定申告書または開業届 の写し等)			
④病気・障がい	・保育不可能申立書(病気・看護) ・診断書(任意様式)もしくは身障者手帳、療 育手帳、障害者年金証書の写し等	短時間	標準	その期間
⑤介護・看護				
⑥妊娠・出産	・出産予定日がわかるもの(妊産婦医療費受 給者証または母子手帳の写し等)		標準	出産予定日前の6週 間及び出産後8週間 を経過した日が属す る月の末尾まで
⑦育児休業	・育児休業取得中であることを証明するもの(就労証明書)	短時間		育児休業の原因とな る児童が満1歳を迎え る日の属する月の末 日まで
⑧就学・職業訓練	・在学期間を証明するもの(在学証明書等)	短時間	標準	その期間
⑨災害復旧	・り災証明書の写し等		標準	
⑩虐待・DV	・確認できる書類(支援機関等による証明 等)		標準	
⑪求職活動	・求職活動に関する申立書 ※入所後90日以内に就労証明書を提出す ること	短時間		入所から90日を経 過する日が属する月 の末日まで
⑫その他	・町長が指示した書類	短時間	標準	町長が認めた期間

※「⑦育児休業」とは、入所希望児童以外のきょうだいのための育児休業を取得中である場合を言います。

○入園日について

原則、入園日は各月1日です。

育児休業等から職場へ復帰すると同時に入園される場合、1日から同月内の職場復帰日までの間を慣らし保育の期間として活用できます。入園日より前に施設見学・体験を希望される方は、事前に施設の同意のもと、保護者同伴でのご利用となります。

例：4月15日に職場復帰の場合・・・4月1日入園（1日～14日まで慣らし保育として活用）

○求職活動を理由とする入園について

求職活動を理由とする入園については、第1次募集及び第2次募集では4月入園に限ります。

5月以降の入園をご希望の場合は随時募集となりますのでご了承ください。

○入園調整から入園までの流れについて

(1)入園調整	入所申込書や関係書類を確認し、町で審査を行います。 保育の必要性が高い児童から入所を決定します。
(2)認定区分・入園決定	10月に申込みがあった方には1月下旬頃、教育・保育給付認定区分と併せて入園決定通知書にてお知らせします。 それ以外の期間で申込みがあった方には、随時お知らせします。
(3)入園手続（面談等）	入園日の1ヶ月前には、各園で新入園児説明会を行います。 （決定通知書と同封してお知らせします） 随時入所の場合は、入園決定後にご連絡します。

○保育料（0～2歳児クラス）について

※3歳児クラス以上は国の幼児教育・保育の無償化制度により無料です。

※町立幼稚園における預かり保育料は、別途認定を受けることによって無償化になります。

<p>(1)保育料の算定方法</p>	<p>保育料は世帯の状況、保護者（父母）の市町村民税額を基に算定を行います。 父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額を含めて判定を行います。 保育料決定の基礎となる市町村民税額の年度は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月～8月分の保育料…前年度の市町村民税 ・ 9月～3月分の保育料…当該年度の市町村民税 							
<p>(2)支払方法について</p>	<p>保育料の納入は金融機関からの口座振替をお願いしています。 (入園が決定したら口座振替の手続きについて改めてご案内します。)</p>							
<p>(3)多子軽減について</p>	<p>第4－3階層のI以下では、世帯上での多子判定により、第2子は表中の半額、第3子以降は無料となります（多子カウントの年齢制限はなし）。 第3階層および第4－1, 2, 3階層のひとり親世帯等は、同様の多子判定により、第2子以降は無料となります。 それ以外は、従来どおりの多子判定（小学6年生までの同一世帯の児童がいる場合、第2子は半額、第3子は無料）となります。 ※ひとり親世帯等とは…ひとり親（配偶者のない者で児童を扶養している者）がいる世帯のほか、在宅障害児（者）のいる世帯が該当になります。</p>							
<p>(4)月途中の入退園について</p>	<p>月途中に入園（退園）した場合の、入園（退園）月の保育料は、日割り計算した金額となります。</p>							
<p>(5)延長保育料(預かり保育)について</p>	<p>認定された保育実施時間を超える時間帯は延長保育時間となります。 延長保育時間の利用状況に応じて別途延長保育料が発生しますので、入所している園からの請求に基づき、園へ直接納めてください。 (30分につき100円※町立せいろ幼稚園の料金区分は別に定めあり。)</p> <table border="1" data-bbox="491 1554 1520 2085"> <tr> <td data-bbox="491 1554 740 1892"> <p>教育標準時間</p> </td> <td data-bbox="740 1554 1520 1892"> <p>【町立せいろ幼稚園】 午前7時30分 ～ 午前8時29分までの利用 午後3時01分 ～ 午後7時00分までの利用 【私立認定こども園】 午前7時00分 ～ 午前8時59分までの利用 午後3時01分 ～ 午後7時00分までの利用 ※教育標準時間は園により、今後変更になる場合があります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1892 740 1998"> <p>短時間保育</p> </td> <td data-bbox="740 1892 1520 1998"> <p>午前7時00分 ～ 午前7時59分までの利用 午後4時01分 ～ 午後7時00分までの利用</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1998 740 2085"> <p>標準時間保育</p> </td> <td data-bbox="740 1998 1520 2085"> <p>午後6時01分 ～ 午後7時00分までの利用</p> </td> </tr> </table>		<p>教育標準時間</p>	<p>【町立せいろ幼稚園】 午前7時30分 ～ 午前8時29分までの利用 午後3時01分 ～ 午後7時00分までの利用 【私立認定こども園】 午前7時00分 ～ 午前8時59分までの利用 午後3時01分 ～ 午後7時00分までの利用 ※教育標準時間は園により、今後変更になる場合があります。</p>	<p>短時間保育</p>	<p>午前7時00分 ～ 午前7時59分までの利用 午後4時01分 ～ 午後7時00分までの利用</p>	<p>標準時間保育</p>	<p>午後6時01分 ～ 午後7時00分までの利用</p>
<p>教育標準時間</p>	<p>【町立せいろ幼稚園】 午前7時30分 ～ 午前8時29分までの利用 午後3時01分 ～ 午後7時00分までの利用 【私立認定こども園】 午前7時00分 ～ 午前8時59分までの利用 午後3時01分 ～ 午後7時00分までの利用 ※教育標準時間は園により、今後変更になる場合があります。</p>							
<p>短時間保育</p>	<p>午前7時00分 ～ 午前7時59分までの利用 午後4時01分 ～ 午後7時00分までの利用</p>							
<p>標準時間保育</p>	<p>午後6時01分 ～ 午後7時00分までの利用</p>							

保育料一覧表（0～2歳児クラス）

階層区分			保育料(月額)		多子カウント	
			保育標準時間 (11時間) 7:00～18:00	保育短時間 (8時間) 8:00～16:00		
第1		生活保護世帯		0円	0円	多子カウント年齢制限なし
第2	1	市町村民税非課税世帯		0円	0円	
	2	ひとり親世帯等		0円	0円	
第3	1	均等割の額のみ世帯		4,900円	4,800円	
		ひとり親世帯等		2,300円	2,200円	
第4	2	市町村民税	48,600円未満	6,900円	6,700円	
			ひとり親世帯等	2,800円	2,700円	
第4	1	市町村民税	48,600円～58,200円未満	9,000円	8,800円	
			ひとり親世帯等	4,500円	4,400円	
	2		58,200円～67,800円未満	10,100円	9,900円	
			ひとり親世帯等	4,500円	4,400円	
	3		I:67,800円～77,101円	11,200円	11,000円	
			ひとり親世帯等	4,500円	4,400円	
4	67,800円～77,101円未満					
第5	4	所得割課税世帯	77,400円～87,000円未満	12,300円	12,000円	
	5		87,000円～97,000円未満	13,400円	13,100円	
	1		97,000円～121,000円未満	14,500円	14,200円	
第5	2		121,000円～145,000円未満	15,600円	15,300円	
	3		145,000円～169,000円未満	16,700円	16,400円	
	1		169,000円～213,000円未満	17,800円	17,400円	
第6	2		213,000円～257,000円未満	18,900円	18,500円	
	3		257,000円～301,000円未満	20,000円	19,600円	
			301,000円～397,000円未満	20,100円	19,700円	
第7			397,000円～	20,200円	19,800円	多子カウント年齢制限あり(小学6年生まで)
第8						